

1 議事日程（2日目）

〔平成25年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成25年6月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第51号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第52号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第53号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第54号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第55号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第56号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第57号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第59号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第60号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第61号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第62号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第63号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第64号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 請願第3号 障がい児の就学に関する請願書
- 日程第18 請願第4号 福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書
- 日程第19 意見書第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 不老光幸 | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂 | 議員 | 12番 | 門田直樹 | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝 | 議員 | 14番 | 大田勝義 | 議員 |

15番 佐伯 修 議員

16番 村山 弘行 議員

17番 福廣 和美 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 井上 保廣

副市長 平島 鉄信

教育長 木村 甚治

総務部長 三笠 哲生

市民生活部長 古川 芳文

健康福祉部長 中島 俊二

建設部長 辻 友治

会計管理者併
上下水道部長 松本 芳生

教育部長 今泉 憲治

教育部理事 堀田 徹

総務課長 友田 浩

経営企画課長 濱本 泰裕

公共施設
整備課長 原口 信行

市民課長 宮原 広富美

福祉課長 阿部 宏亮

子育て支援課長 小嶋 禎二

都市計画課長 今村 巧児

上下水道課長 石田 宏二

教務課長 井上 均

生涯学習課長 木原 裕和

監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂口 進

議事課長 櫻井 三郎

書記 白石 康子

書記 松尾 克己

書記 力丸 克弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、改めましておはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第45号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第50号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第50号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第51号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第59号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第51号から議案第59号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第60号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について**

○議長（橋本 健議員） 日程第12、議案第60号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第15まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第63号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第61号から議案第63号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第16 議案第64号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第16、議案第64号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 質問させていただきます。

補正予算15ページ、歳出、3 款民生費、2 項児童福祉費の13番目に工事請負費として樹木調整伐採工事費用として1,200万円が計上されてありますが、どのくらいの樹木の面積を何本ぐらゐの本数を伐採して、その後の処理含めてどのような工事予定になっているのか、お尋ねいたします。

1 つずつですか。もう一点ありますが、2 点ありますが、1 つずつ行きますか。

○議長（橋本 健議員） 続けていいです。

○4 番（芦刈 茂議員） 続けてですね、はい。19ページ、歳出、教育費、4 項社会教育費、4、図書館費の中で13委託料、地域の芸術環境づくり事業委託料として120万9,000円計上されてありますが、これはどのような内容かをお尋ねしたいのですが。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） ご質問の樹木調整伐採工事1,200万円の内容につきましてご回答申し上げます。

総合子育て支援施設建設予定地に隣接しております県有地約2,000㎡の斜面には大きなクスが相当数ございます。このため現状では冬場は建築する建物に日が当たらない状態であり、これらのクスを剪定し、また一部については完全に伐採し、園児等に日が当たる良好な生活空間を確保する必要があります。お尋ねの工事費はそのための工事費でございます。なお、傾斜が急なり面に生えております巨大なクスを伐採するため、大型の重機と人力を併用しての作業となる見込みです。具体的な伐採計画につきましては、専門家を交えて現地の精査を行い、景観上の配慮のもと決定いたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2 点目。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治） では、2 点目の地域芸術環境づくり事業委託料120万9,000円の内容につきましてご説明を申し上げます。

この事業は東京都にございます劇団新制作座が著作権を持ちます演劇「泥かぶら」を太宰府市において9月に上演するためのものでございます。自治総合センターの補助金90万円を受けまして実施するものでございまして、演劇の内容についてははじめ問題を題材といたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

（4 番芦刈 茂議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） よろしいですね。

次に、2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 19ページ、10款5項1目15節の松川公共施設整備事業費の施設改修工事の7,535万円について、内容、内訳についてのご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 松川公共施設の整備事業費、施設改修工事費の7,535万円の内容についてご説明を申し上げます。

内容といたしましては、最上部のグラウンドの整備に関する防球ネット、バックネット、それと水洗トイレと駐車場の整備を行う工事費でございます。それとあわせて、体育館をすぐにでも開放したいという声に応えるために体育館の中に鉄骨がむき出しになっているところがございますので、その周りにクッション材を張りつけるような安全対策工事を行うものでございます。この施設についてはなるべく早目に皆さんに開放したいということで10月を目途に開放したいということで今回安全対策の工事を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） では、この工事費についてはグラウンドとあと体育館の改修の工事費ということでよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 基本となりますのはグラウンドと体育館でございますけれども、それをつなぐ坂道がございますけれども、そこに水路がございますから、その水路の一部もフェンスを張りますけれども、基本的にはグラウンドと体育館を開放するための安全対策工事ということでございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいでしょうか。

次に、3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 先ほどの神武議員と一緒になんですが、19ページの関係で10款5項1目、細目の137ですが、この部分の13節委託料、15節は先ほど神武議員のほうに説明がありましたので、13節の工事設計監理委託料と耐震診断の委託料についてご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） では、13節の委託料についてご説明を申し上げます。

この委託料は施設工事に関連します工事費7,535万円に係ります設計の委託料でございます。それと、耐震診断委託料160万円につきましては、既存体育館の耐震診断を行うための委託料でございます。あそこの体育館を診断をしないと、もし改修が必要な場合には助成制度が使えませんので、その必要があるかどうかという耐震診断を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） まずというか、耐震診断の関係ですが、体育館を以前はもうほとんど耐震構造が余りよくないという状況で使えないというようなことでしたけども、耐震診断をやってみてするということでしょうけども、そうするとその工事費にかかりますが7,535万円程度でその耐震診断をした上に足らなかった分については追加をしていく考えがあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 体育館につきましては基本的にはもう床も張りかえてあります。建物については古うございますけれども、安全対策上耐震に耐えられるかどうかという診断は当然行政としてはするべきだろうと思っております。診断結果によりまして、必要であれば補強工事を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 補強工事というか、それが7,335万円でできない部分については追加をしていくのかどうかということです。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 失礼しました。今回の工事については、先ほど申し上げましたように体育館とグラウンドの開放するための安全対策の工事でございます。耐震診断、それ以外については追加で補正計上も検討してまいります。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第64号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願第3号 障がい児の就学に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第17、請願第3号「障がい児の就学に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番渡邊美穂議員。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） 障がい児の就学に関する請願につきまして、その趣旨説明をこの案文を朗読いたしまして説明にさせていただきます。

私たちの子どもたちは障がいがあります。障がい名や特性、程度はさまざまですが、障がい児やその家族はおのおの多くの悩みや不安を抱えています。その一つに就学に関する悩みがあります。

就学前に進路を決めるとき、私たち保護者は我が子がどの学校、学級で教育を受けることが将来のためになるのかを真剣に考え、悩んだ末に支援学校、地域の学校の支援学級、通常学級の中から進路を選択します。しかし、就学時の発達検査の結果や就学相談の結果次第では保護者が校区の学校の通常学級や支援学級を選んでも保護者の希望どおりの進路に進むことが難し

いとされる場合が多々あります。障害者基本法の第16条によれば、国と都道府県、市町村は障がいのある子どもや生徒、保護者に十分な情報の提供を行うとともに可能な限りその意向を尊重しなければならないと記されています。また、障がい児の教育に関して、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材などの提供、学校施設の整備、その他の環境の整備を促進しなければならないと明記されています。

太宰府市は、学校内の支援員さんの数が多いなど、他市と比較して充実している施策もあり、ありがたく思っております。その上で、子どもたちにとってどのような方法が一番いいのかを保護者と一緒に考えていただければと切に願っております。

要望事項。

1、保護者が毎日見守りに行く必要のないよう支援員の体制整備。

中休み、昼休みに支援員さんの休憩のため保護者が学校へ毎日見守りに来てほしいと学校から言われ、毎日見守りに行っていたという現状がありました。保護者にも仕事や介護、育児などさまざまな事情があります。家族が学校に毎日いることは不自然ですし、それが子ども同士のかかわりを妨げる要因につながると考えます。

2、支援員の方への採用時及び定期的な研修の実施。

地域でともに育つためには、大人が全て解決してしまうのではなく、子ども同士で経験していくことも重要であると考えます。そのためには、基礎的な研修で子どもとの適度な距離感や本人が困っているときの介入の仕方や周りの子どもへの対応の仕方を学んでいただきたいと思っております。

3、就学前の発達検査についての改善。

現在、就学前の発達検査は、市の療育相談室で行うか、大学病院で受けた検査に限定されていますが、乳幼児健診時などに保健センターで紹介していただいている専門病院（誠愛リハビリテーション病院、こぐま学園など）で出された診断結果については採用していただきたいと願っています。なぜなら、子どもたちは保健センターで紹介された専門病院で乳児のころから療育などを行っています。障がいによっては、環境が変わるだけで本来持っている力を発揮できない子どももあり、それが就学指導の材料となる以上、できるだけなれた環境で検査を受けさせたいと願っています。

また、療育相談室で発達検査を行う場合には、子どもが落ちついて検査を受けることができる環境整備の充実を図ってください。

4、障がい児・者福祉の総合的な相談窓口の設置。

前年度、療育相談室が設置されましたが、就学前までの相談機関であり、それ以降の総合的な相談窓口がありません。就学時においても学校教育課、福祉課、子育て支援課、療育相談室と関係する課が多いにもかかわらず、連携がとれていないため、それぞれに足を運び、そのたびに一から説明しなければなりません。それぞれが抱えた問題解決のために総合的に相談できるコーディネーター的な役割を持った相談窓口の設置をお願いいたします。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 請願第4号 福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第18、請願第4号「福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番神武綾議員。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 請願第4号「福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願」についてご説明申し上げます。

紹介議員は、私、神武綾です。

要旨。子育て世代の不安の一つに子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いと重症化することも多く、病気の早期発見、早期治療を支える環境がとても大事です。

太宰府市でも、今年度より入院について小学3年生まで無料化が拡充され、子育て中の家庭において大変喜ばれています。しかし、県内には市町村独自の制度として行われているため、自治体によって格差が生じています。どこに生まれ住んでもひとしく安心して医療を受けられるように、県として制度の拡充を行い、市町村を支援していくことを求めます。

理由。1、医療費の無料化は子育て中の世帯の方全てが歓迎される支援策であること。

2、全国で唯一中学校卒業まで医療費を完全に無料化している群馬県のデータを見てみると、中学校卒業まで無料化することによって年間1人当たりの受診回数が17%減少、1件当たりの金額も15%減っています。

また、アトピー性疾患やぜんそくの慢性的な疾患の受診率が増え、早期受診によって重症化防止効果が期待できるという見方をしています。

福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書（案）。

本格的な少子・高齢化社会を迎え、安心して子どもを産み、育てられる施策の拡充が求められています。こうした中、乳幼児医療助成制度は公的医療保険制度を補完する制度として全国

の多くの県や自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしています。

福岡県におきましては、就学前までの医療費助成制度が実施されていますが、現在県内60自治体の多くで県の助成を上回る助成が実施され、無料化が進んでいます。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。

（「ちょっとこの請願の（聞き取り不能）……、意見書案は付託されるんですね。（聞き取り不能）……違うんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時23分

○議長（橋本 健議員） 再開します。

拡充を求める意見書に関する請願でありますので、意見書の朗読も許可いたします。

続けてください。

○2番（神武 綾議員） 続けて読み上げさせていただきます。

小学校入学以降の医療費無料の対象年齢は、自治体の政策実施の優先順位や財政力などによって制度が異なり、住む地域でサービス内容に格差が生じています。

誰もが安心して子育てができるように子育て支援の立場から県の助成制度をせめて小学校卒業までに拡充され、各自治体がさらに無料化を拡充が進められるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上の内容についてご審議をよろしく願います。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 意見書第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第19、意見書第2号「「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第2号「「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書」。

提出者は、私、村山弘行、賛成議員は渡邊美穂議員であります。

理由。原発事故の被災者の幅広い支援策、特に子どもへの健康被害の未然防止等を図るため施策の早期実施を強く政府に要請するものであります。

意見書につきましては朗読して提案にかえさせていただきたいと存じます。

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書。

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法が衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被曝が予想される支援対象地域からの避難、居住、帰還といった選択を被災者がみずからの意思によって行うことができるよう国が責任を持って支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には国の避難指示のあるなしにかかわらず、移動、住宅、就学、就業、移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療、就学、食の安全、放射線量の低減、保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法の条文には支援対象地域の具体化な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置の裏づけを持った個別施策が実施されているわけではない。支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く基本支援を策定することが不可欠であり、基本方針策定の過程においては被災者、避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者、避難者らの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められているにもかかわらず、基本方針ははまだ策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていない。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について早期に実現するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1つ。公衆の追加被曝限度である年間1mmシーベルトを超える放射線被曝を余儀なくされている地域全体を支援対象地域とすること。

2つ。原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災者生活を余儀なくされている方々の力となるよう基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。

3つ。健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定の実

施を早期に行うこと。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案にかえさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~